

# 「滋賀の文化振興のあり方」報告書の概要版

## 1. 本検討委員会が検討の対象とした分野

概ね文化芸術振興基本法が対象とする分野を想定するものとするが、文化が滋賀の豊かな自然や歴史・風土に培われてきた私たちの日々の生活や、教育・観光・産業など他の分野とも密接に関連していることから、このような地域の独自性・固有性と関わりの深い部分については対象に含める。

文化芸術振興基本法が対象とする分野  
 芸術(音楽、美術、写真、演劇等) 生活文化等(茶道、華道、書道等)  
 メディア芸術(映画、アニメーション等) 文化財等(有形・無形文化財等)  
 伝統芸能(能楽、文楽、歌舞伎等) 地域における文化芸術  
 芸能(講談、落語等) (地域固有の伝統芸能等) など

上記分野と密接に関わりのある部分  
 琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた暮らしに関する文化の継承  
 暮らしとともに形成された田園、集落、山々などの風景の保全  
 教育・観光・産業・福祉など他の分野との連携 など

## 2. 滋賀の文化に関する特徴および課題

### 主な特徴

- (1) 質・量ともに誇るべき文化財
- (2) 地域に根ざした多様な伝統文化
- (3) 先人に培われた暮らしに関する文化
- (4) 湖国ならではの風景
- (5) 特色ある文化施設
- (6) 新しい「ハレ」の舞台
- (7) 文化団体主導による滋賀県芸術文化祭
- (8) 文化活動の多様化
- (9) 文化情報の環境整備
- (10) 多様な文化の交流
- (11) 文化と他の分野との関わり
- (12) 青少年向けプログラムの取り組み
- (13) 多様な主体による芸術家等の育成
- (14) 文化ボランティアの活動の活性化
- (15) 大学による多様な学術研究活動

### 主な課題

- (1) 県民の認知度を高めていくこと
- (2) 次の世代へ引き継ぎ、まちづくりなどに活用すること
- (3) 理解を深め、次の世代へ引き継ぐこと
- (4) 次の世代へ引き継ぐこと
- (5) 事業展開に必要な財源や人材を確保すること
- (6) 新しい「ハレ」の舞台をつくり、「ケ」も大事にすること
- (7) 多くの県民の参加を促進すること
- (8) 若者などの様々な文化活動に配慮すること
- (9) 民間等との取り組みと連動させること
- (10) 多様な文化の交流を促進していくこと
- (11) 他の分野との融合により効果的に活用すること
- (12) 青少年が多様な文化に触れる機会を拡充すること
- (13) 特に、若い芸術家等が育つ場を拡大すること
- (14) 文化ボランティアとの連携・協働のあり方を検討すること
- (15) 大学との連携を強化すること など

## 3. 滋賀の文化振興の目指すべき将来像

文化のもつ力により、  
 県民一人ひとりのいのちが輝き滋賀の地への誇りと愛着が育まれ、  
 心豊かで活力あふれる地域が生まれ、  
 さらには滋賀県と滋賀県民の存在感が国内外において高まっている姿を目指す。

## 4. 基本理念 (多様な主体が文化振興するに当たって踏まえる基本的な考え方)

- (1) 文化活動を行う者の自主性・自発性および創造性を尊重すること。
- (2) 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに照らして、県民がその居住する地域にかかわらず、文化に触れ、親しみ、またはこれを創造することができるよう努めること。
- (3) 県民一人ひとりが文化を担う主役であることを認識し、長期的かつ継続的な視点から、人が育つことができるよう努めること。
- (4) 琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や歴史・風土に培われてきた文化や、時代の変化に伴い新たに創造される文化など多様な文化が、県民の共通の財産として生まれ、次の世代に引き継がれるよう努めること。
- (5) 日本や世界の中での滋賀という視点を持ちつつ、地域の良さや個性を発見し磨き続け、滋賀の文化の魅力を全国・世界へ広め、多様な文化との交流が盛んになるよう努めること。

## 5. 県の役割

県は、基本理念にのっとり、県域全体の文化振興を総括しながら、次のようなコーディネート(調整)機能やサポート(支援)機能などの役割を積極的に果たす。

- (1) 民間等との連携の強化および助言・支援・調整を行う。
- (2) 住民に身近な施策を行う市町への専門的な助言・支援・調整を行う。
- (3) 広域的な視点から、複数の市町や県全域にまたがる施策を行う。
- (4) 滋賀の文化の魅力を高め、全国・世界へ広めていく。

## 6. 基本的施策および具体的方向性

過去から受け継がれてきた文化の中で人が暮らし、育つ環境づくり

- (1) 文化資産の保存・活用等  
文化財の調査と保存管理の推進  
地域に根差した文化資産の活用等
- (2) 暮らしに関する文化の継承
- (3) 魅力的な風景の保全等

人が多様な文化を享受できる魅力的な空間・環境づくり

- (1) 文化施設の利用・活用
- (2) 文化活動の場の充実等  
新しい「ハレ」の場の提供  
情報の収集および提供等  
文化交流の促進
- (3) 観光・産業・福祉分野との連携  
文化を活かした観光の振興  
文化を活かした産業の振興  
福祉分野との連携

未来へ向けて感性豊かな人が育つ環境づくり

- (1) 次世代の文化活動の充実
- (2) 学校教育における文化活動の充実
- (3) 文化活動の担い手の育成・支援  
芸術家・文化活動者の育成・支援  
文化活動を支える専門的な人材の育成と活用等

## 7. 文化振興を推進する体制等

- (1) 推進体制  
民間等、市町、県とが、取り組みの内容に応じて、効果的な連携・協働を行うことが必要である。  
特に、民間等との連携・協働を強化していくことが重要であり、民間等が活動しやすい条件整備を行うとともに、人材や資金を確保する新たな仕組みの構築が必要。
- (2) 県民等の意見の反映  
県民、文化活動者、市町などが参画する検討委員会の設置などが必要。
- (3) 施策の評価  
政策目標に即した評価が重要であり、そのための仕組みづくりが必要。

## 8. まとめ ~ 条例の制定および基本方針の策定 ~

文化が県民のいのちを輝かせ、社会を支える基盤として必要であることの認識を県民が共有するためには、県民が積極的に参画しながら社会全体で滋賀の文化に対する理解と関心を深め、文化を大切にする気運を醸成していくことが大切であり、そのためには、多くの県民が共感できる、いわば「旗印」が必要である。

一方、分権時代における県の文化行政のあり方として、県の主体性・独自性が鋭く問われる状況になってきており、県は、滋賀の文化を担う主役である県民や民間等との協働のもとに、滋賀の地域特性や文化的固有性に立脚して体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要がある。

しかし現状では、上記のような「旗印」や「仕組み」がないため、その根拠となる文化振興条例を制定し、条例に基づく基本方針などを策定することで、施策の実効性を担保する必要がある。

なお、条例に盛り込むべき内容としては、この報告書で示した、「滋賀の文化振興の目指すべき将来像」、「基本理念」、「県の役割」、「基本的施策」、「推進体制」、「県民等の意見の反映」、「施策の評価」のほか、「基本方針の策定」などがあげられる。